

第 5 5 6 回広島地方最低賃金審議会  
議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年8月21日(水) 9時59分～11時16分  
2 場 所 広島合同庁舎4号館2階11号会議室

3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正  
酒井 朋子  
中原 良子  
三井 正信  
村上 恵子

(労働者代表委員) 佐崎 吉宏  
戸村 伸一郎  
長安 幸司  
橋本 聡  
林 秀彦

(使用者代表委員) 池久保 典也  
蔵田 秀和  
巢守 佳之  
中野 博之  
長谷川 信男

(広島労働局) 局長 小沼 宏治  
労働基準部長 木下 麻子  
賃金室長 檀上 昌浩  
室長補佐 重弘 拓也  
賃金指導官 栗林 隆幸  
監察監督官 山崎 勝  
給付調査官 森川 智鶴乃

#### 4 議 事

- (1) 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて
- (2) 令和6年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- (3) その他

議事

**重弘室長補佐**

定刻より早いのですが、皆様そろわれましたので、ただいまから第 556 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名の計 15 名の全員の委員に御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定数を満たしていますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る 8 月 7 日から 13 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が 6 名おられました。

6 名が本日の審議회를傍聴されていますので、併せて御報告いたします。

それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

**岡田会長**

それでは、これより議事をはじめます。まず、議事 1「広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

**檀上室長**

異議申出に関する説明の前に本年度の全国の地域別最低賃金の審議・決定状況について説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**岡田会長**

どうぞよろしくお願いいたします。

**檀上室長**

8 月 5 日から昨日 8 月 20 日までの時点で、全国 44 の最低賃金審議会において答申がなされております。

概要を説明いたしますと、目安額を超えているのが 24 県、最も引上げ額が高いのが愛媛県の 59 円となっております。

現時点で 1,000 円を超えている最低額は、16 都道府県となっております。

ちなみに、中国地方 5 県を見てみますと、鳥取県が 57 円引上げの 957 円、島根県が 58 円引上げの 962 円、岡山県が 50 円引上げの 982 円、広島県が 50 円引上げの 1,020 円、山口県が 51 円引上げの 979 円となっております。

続きまして、広島県最低賃金の改正決定に係る異議の申出についてですが、8月5日に答申をいただきまして、同日、異議申出に係る公示を行い、8月20日に締め切りましたところ、資料 No 1 から No. 5 にありますように、5 件の異議申出書の提出がありました。最低賃金法第 12 条によれば、地域別最低賃金について、その決定の例により改正の決定をしなければならない旨規定されていることから、同法第 11 条第 3 項にのっとり、異議申出書についての審議をお願いする必要がありますので、広島労働局長から会長に対し、異議申出に係る審議の諮問をさせていただきたく存じます。諮問文の内容につきましては、各委員のお手元に配付しているとおりでございますので、事務局で読み上げさせていただき、諮問とさせていただきます。

#### 栗林指導官

それでは、諮問文を読み上げます。

広労発基 0821 第 1 号、令和 6 年 8 月 21 日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島労働局長 小沼宏治

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、広島市教職員組合ほか 4 者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

別添の異議申出書は、お手元に資料として配付しておりますので、読み上げは省略させていただきます。

以上です。

#### 岡田会長

諮問の場面につきましては、報道機関による撮影及び録音を許可します。

#### 檀上室長

小沼労働局長から岡田会長に諮問文を手交させていただきます。

（諮問文手交）

## 岡田会長

それでは報道機関の撮影及び録音は、いったんここまでとさせていただきます。

ただいま諮問を受けました。それでは、異議申出の内容について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

## 檀上室長

異議申出の内容について御説明いたします。

提出されました異議申出書の要旨を御説明させていただきます。

## 重弘室長補佐

重弘の方から御説明させていただきます。

申出日令和6年8月8日、申出者広島市教職員組合三宅敏明、趣旨「目安額50円では低すぎます。物価高騰から暮らしを守り、さらに生活改善を図るため、再度地方最低賃金審議会で議論し、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

概要「全労連が全国28都道府県で約4万8千人を対象に取り組んだ最低生計費資産調査では、人間らしく暮らせるためには全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしています。標準生活費データは生活実態に合っておらず、最低生計費調査を基本データとして使用すべきと考えます。最低賃金決定の3要素の一つ「事業の支払い能力」を削除することを引き続き求めます。中小企業の賃上げ支援を政府がすべきです。

中小零細企業の労働者は最賃ぎりぎり働いています。実態を調査し、シングルマザーがダブルワーク、トリプルワークをしないで済む最低賃金額に引き上げるべきです。

広島地方最低賃金審議会の責任を発揮してほしい。中賃の目安どおりで良いのか。地域間格差をなくすためには、B、Cランクは目安額をもっと引き上げなければならないはずであり、人口流出、一極集中を防ぐためにも喫緊の課題です。

県労連から、また、最賃ぎりぎり働く労働者として選任すべきです。幅広い県民の声を反映させる審議会にするためにも委員選出の公正を求めます。

傍聴者数を広げるなど、県民に開かれた議論にするための努力をされている

ことに敬意を表します。最低賃金は、労働者の生活に直結する重大な決めごとであるため、完全オープンでガラス張りにし公明・公正な議論を求めます。

日本の最低賃金は世界と比べると低さが一目瞭然であり、ヨーロッパの水準に届いていません。

ヨーロッパ水準に合わせ、早急に時給 1,500 円以上を決断することを政府に求めます。

政府は、全国一律性を実現し、最低賃金を大幅に引き上げ、価格転嫁を促し、中小企業に必要な支援をすべきです。」

申出日令和 6 年 8 月 13 日、申出者広島合同労働組合書記長、趣旨「「答申」の「時間額 1,020 円」は、ワーキングプア解消、「格差と貧困」是正の社会的要請から勘案してあまりにも低額です。」、概要「1 最低賃金の大幅引き上げで景気の回復を、日本の相対的貧困率が上昇しており、2020 年の数値 15.4%はOECD 諸国の平均 11.4%を大きく超え、37 か国中 29 位です。日本の貧困の深刻さを示す指標として、日本銀行の統計によると、金融資産を全く保有しない家計が、2人以上世帯で 23.1%、単身世帯で 34.5%の高さとなっています。特に若者の貧困率が高いことは深刻であり、非正規労働者が多い女性の賃金も低く抑えられています。この大きな要因は、日本の最低賃金制度において、最低賃金額が低く抑えられてきたことがあげられます。最低賃金が上がると、確実に貧困世帯の労働者の賃上げにつながり、国民の消費額が増額することにより、企業の生産額と売上額の増額につながります。50 円の引上げではなく、「最低賃金 1,500 円への展望が持てる」大幅な引上げを要望します。2 中小企業が賃上げしやすい環境整備について、中小・零細企業の意見を取り入れ、中小企業が「最低賃金の引き上げで経営破綻」することのないような支援策を実行するのが行政の役割と考えます。審議会から国対して「中小・零細企業に対しての抜本的な支援策（社会保険料など）」の提言を行っていただくことを求めます。」

申出日令和 6 年 8 月 18 日、申出者郵政産業労働者ユニオン広島県協議会議長、概要「最低賃金法に掲げられている理念を実行するためには現在の最低賃金の設定はあまりにも低すぎます。憲法が要請する最低限の文化的健康的な生活を可能にする金額ではありません。すぐに 1,500 円以上の大幅な引き上げは厳しそうですが、ダブルワーク、トリプルワークで長時間労働を強いられる最低賃金近傍で働き続ける生活者の厳しさを考えるとき、しょうがないでは済まされま

せん。審議会の最低賃金の引上げのための提言の表明は評価します。広島労働局の標準生計費の試算を労働組合ナショナルセンター、大学の研究結果に近づけること、審議会委員の選定を抜本的に改革すること、公平で公正な議論のため会議すべて公開すること、審議会が大幅な引上げを目指してさらなる強い意思を表明することを要請します。最低賃金 1,020 円ではまだまだ現実に追いつけません。」

申出日令和 6 年 8 月 19 日、申出者広島合同労組生協ひろしまパート支部書記局長趣旨「8 月 5 日答申された広島県最低賃金額 1,020 円では生活の改善は望めません。異議審での大幅な引上げを求めます。」

概要「今年の夏は、長引く物価高騰に加え、猛暑のため、電気代上昇は不安であるが冷房は必須、生活費のやりくりのため、夏休みに子供をどこにも連れて行けず、いろいろな体験をさせてやることもできない最低賃金近傍の労働者の家庭があることを想像してください。憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」とはどこにあるのでしょうか。

答申された広島県最低賃金引上げ額は、中央最低賃金審議会の目安どおり 50 円で、過去最高の引上げ額ではありますが、物価上昇分の後追いでしかありません。そもそも日本の最低賃金は諸外国から見ると極端に低い額です。職場では多くの人が生活の苦しさから将来の不安を訴え、早急な最低賃金の大幅な引き上げを望む声ばかりです。50 円の引上げでは生活保障にも不十分、貯蓄もできない状況です。希望や展望さえも失いかけてしまう、非正規労働者の実態を知っていただきたいと思います。

私たちが望んでいたのは目安に沿った審議ではなく、非正規労働者（特に最低賃金近傍で働く労働者）の生活実態や思いを反映させるための審議でした。5 名の意見陳述、12 名の意見書が専門部会でどのように受け止められたのか、非公開での審議では知るよしもあります。

中国地方では、島根県＋8 円、鳥取県＋7 円、山口県＋1 円の答申が出ており、中国地方の中核都市を有する広島県でプラスの答申がなかったことは残念でしかたありません。是非、広島県から最低賃金の大幅引上げの必要性を発信し、広島県のチカラで地方を牽引する役割を担ってください。

全国の A B C のランク付けが意味をなさないものとなっていることは明らかであり、労働基準法で定められた「人たるに値する生活を営むための必要性をみ

たすもの」、憲法 25 条の生存権を保障する賃金は、住む所でその価値を変えるものではありません。「全国一律 1,500 円の最低賃金制度」の展望をもち、日本で暮らす誰もがその人らしくある賃金はいかにあるべきかを再度検討し、引上げを実現してください。」

申出日令和 6 年 8 月 20 日、申出者広島県労働組合総連合議長趣旨「今回答申された時間額 1,020 円で最低賃金を決定することについては不服であり、再度、広島県最低賃金地方審議会として引上げの審議を求めます。」

概要「答申された金額では、異常な物価高騰からの生活を改善することはできません。ひと月の労働時間を 173.5 時間で計算した場合、1,020 円×173.5 時間で月額 176,970 円、年額 2,123,640 円です。税金などを差し引くと、一人の大人が独立して生計を営むには困難です。日本では、最低賃金や最低賃金近傍で働く方にとっての生活は厳しいものとなっています。世界に目を向ければ物価高騰の中で最低賃金が大幅に引き上げられており、日本は世界の中で異常に低い実態があります。

私たちは審議会で、労働者側の生活実態や大幅引上げを求める意見陳述を行いました。審議の中で意見陳述の内容は加味されたのでしょうか。審議会について、声を上げ傍聴に参加する団体からも労働者委員を選出されるべきであると考えます。地方審議会の運営についても、中国 5 県でも審議会や専門部会が毎回「公開」とされることが増えています。今年、広島県の審議会は傍聴の人数を広げるなど前進をつくられました。公平な審議へ向け、運営を他県と統一することを要望します。

賃金格差の解消・全国一律最低賃金などを展望し、生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域格差を是正してください。全国労働組合総連合と地方組織が行った 4 万人が参加した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、月 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,500 円～1,600 円必要との結果が出されています。この金額を展望できる額に引き上げることが必要です。6 月の島根県、鳥取県との懇談で、他県への若者の流出を意識している発言があり、鳥取県 57 円（目安 50 円＋7 円）島根県 58 円（目安 50 円＋8 円）の答申となっています。広島県は 3 年連続で人口流出の日本一が続いており、この流れの対応の一つとして、広島県最低賃金の都市圏との地域間格差是正に向けて、＋50 円からさらに大幅な上乘せが必要であると

考えます。

最低賃金の引上げは、中小企業者への支援をセットで行うことを求めます。中小・小規模事業者は燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって経営の厳しさが増しており、発注大企業などによる単価の切下げによって生産性が低く抑えられ、商品価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは、政府の責任で、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。審議会から国に対し要望することを求めます。」

#### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(質疑応答)

#### 岡田会長

それでは、これらの異議申出につきまして、審議に入りたいと思います。

5件の異議申出を一括して審議したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 岡田会長

それでは、本件の異議申出について、公、労、使それぞれ各側の御意見を伺う前に各側で御協議をいただきたいと思います。そのために時間を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、各側それぞれ御協議いただきたいと思いますので、事務局は御案内いただければと思います。

#### 檀上室長

何時までに。

**岡田会長**

どうでしょう、10 分くらいでいいですか。  
10 分くらい、いただきたいと思います。  
それでは事務局お願いいたします。

(審議再開)

**岡田会長**

はい、それでは、審議を再開したいと思います。  
まず、労側から御意見をお願いします。

**橋本委員**

労側委員の方で発言をまとめたのですが、まず、労側委員の立場ということでは結果として、十分な結果ではなかったとは考えています。

ただ、審議会委員としては、この決定までに際し、主に専門部会ですが、本当に物価上昇から取り巻く環境まで踏まえて、議論を重ねた。そこから導き出した結果であると思っておりますので、結果について異議を受けることはないと考えております。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。

労側としては、審議会において慎重に協議した結果であって、その結論についても変更には必要はないと受け承りました。

それでは、使側お願いいたします。

**中野委員**

それでは使側として申出の内容について少し発言をさせていただければと思います。申出は物価上昇のこととか、最賃を 1,500 円に、全国一律にといった内容が中心だと思いますが、今回決定した 1,020 円では低すぎて生活できないと、物価上昇分はあるし再考を、とありましたが、我々は官製最賃で決定した目安 50 円はいまでも高いと思っています。

物価が上がって大変だとありますが、まあ確かにそうだと思いますが、企業も高くなった原材料を仕入れ、製品にして単価を上げることもできず納品をされており、収益が上がらない中でいわゆる防衛的賃上げをされて賃金を支払わ

れている。名目賃金のことがあまり触れられない、逆に触れないようにされているのかもしれませんが、企業では厳しい経営状態の中で、賃上げを行うなど名目賃金は毎年確実に上がってきているということでございます。物価上昇分に見合う賃上げといわれますが、物価上昇については政府がもっとテコ入れをするべきだと思っています。すべての人達が均等に受けることができる食料品だとか生活必需品のようなものに対して、もっと補助すべきだと思っています。企業も大変であり、それらを全て企業に押し付けないでくれと言いたいところでございます。憲法 25 条のこともよく言われていますが、憲法については国が対応すべきだと思っておりますので、これについては申出団体が国や政府に対して行動を起こされれば良いのではないかと考えています。時給 1,500 円に、と言われていますが、最賃はあくまでも最低ラインを決めるものだとして理解しておりますので、それ以上の金額を言われるのであれば、それぞれの所属団体と話し合いを持たれればと思っております。また、全国一律にと言っていますが、なぜ 47 都道府県がランク分けされているのかといいますと、経済の規模とか格段に違っておりますので、それらを考えれば一律が難しいことは分かりますし、最賃に差が出ることは当たり前のことだと思っています。加えて、他の国に対して低いということもございますが、各国の経済実態だとか適用除外だとか減額処置等、最低賃金制度自体に大きな違いがあり、一概に比較できないということだと思っています。申立てにありましたように国の支援策につきましては、現在も各種ございますが、対処療法的な部分だけでなく恒久的な支援策の充実を今以上をお願いしたいところでして、審議会として国に対して要望するよう、とのことでございますが、審議会委員ではどうしようもありませんので、各団体が国に要望されれば良いのではないかと、審議会といたしましては、支援策の充実が必要だという意見が出たという議事録を残すことで充分ではないかなと思っています。公開の件につきましても、現在の内容で問題ないと思っています。冒頭申し上げましたように目安額 50 円はいまでも高いと思っていますが、今回、公益委員の方から各種データを基に説明を受けた結果、我々使側としては、賛成いたしましたので、改めて審議する必要はないものと思っています。

以上でございます。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。

使側としても、結論そのものについては変更の必要はないという意見と承りました。

それでは、公益委員からも発言させていただきたいと思います。

## 酒井会長代理

それでは公益委員から発言をさせていただきます。

広島県最低賃金の審議におきましては、広島県における賃金の決定３要素である１生計費、２賃金、３通常の事業の賃金支払能力を、労側、使側とも立場の違いはあれども、最低賃金の重要性について十分に理解した上で真摯に議論を尽くしました。併せて広島労働局に対して賃上げしやすい環境整備や価格転嫁や年収の壁など直面する問題についての施策を審議会から要望しております。従いまして、再審議の必要はないという意見です。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。

それぞれ御意見をいただきましたが、各側の意見を取りまとめたと思います。

８月５日付けで広島県最低賃金を「５０円引き上げて時間額１,０２０円にする」という方針を出しました。これは、中央最低賃金審議会で示された目安額を参考にして、最低賃金決定の３要素のデータに基づき、広島県の実情を考慮し、慎重に検討・協議を重ねてきた結果でございます。

特に今年は、中賃から示されておりますが、「頻繁に購入する品目」ということを重視して審議をいたしました。

またそれに加えて、広島労働局に対しては中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、価格転嫁対策、さらに「年収の壁」対策についても取組を強化するように要望いたしました。

このように、答申に至った経緯、そして、ただいま委員の皆様からいただいた御意見も踏まえ、異議申出の内容につきましては、答申内容の変更を検討する必要はないと思います。皆さま、その方向で取り計らうこととしてよろしいですか。

（異議なし）

## 岡田会長

それでは、そのように取り計らいたいと思います。これによりまして、異議申出に係る審議については、「令和６年８月５日付け答申どおり決定することが適当である」との結論で答申したいと思います。事務局、答申文の用意をお願いします。

## 檀上室長

はい、承知しました。しばらく、お待ちください。

**岡田会長**

それでは、答申文案の読み上げをお願いします。

**栗林指導官**

はい、それでは答申文案を読み上げます。

令和6年8月21日

広島労働局長 小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日貴職から、令和6年8月5日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。

この答申文案でよろしいでしょうか。

（異議なし）

**岡田会長**

はい、それでは、事務局は答申文の用意お願いいたします。

答申の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可いたします。

**檀上室長**

用意ができました。岡田会長、答申をお願いします。

**岡田会長**

それではここで、小沼広島労働局長から御挨拶をお願いいたします。

**小沼労働局長**

小沼でございます。本日は委員の皆様方におかれましては、御多忙の中広島地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、御審議をいただき誠にありがとう

ございました。

広島県最低賃金の改正決定につきましては、非常に厳しい諸事情の中、精力的に、真摯に御議論いただき、去る8月5日に答申をいただいたところでございます。この答申につきましては、異議申立の期間を設けるという御説明をさせていただいたとおりで、その異議申立てについて、本日御説明させていただき、また、皆様に御審議いただいたものになります。

私どもといたしましては、異議申立てについて、広島県最低賃金の適用を受ける数多の皆様の貴重な御意見として、真摯に受け止めたいと思っております。また、申立てを踏まえ、改めて委員の皆さま方に御審議をいただきましたところ、8月5日に御答申をいただいた内容で広島県最低賃金を決めていくという御答申をいただきました。

ここで、私どもといたしましては10月1日の発効に向けて作業を進めていきたいと思っております。またこの新しい最低賃金につきましてきちんと現場の皆様方に周知されるよう、私どもとしましても、しっかりとやっていきたいと思っております。

併せて、8月5日の答申の際に、御要望いただきました中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げへの各種支援策の活用促進でございますが、この後に、私ども事務局から、改正最低賃金周知用のチラシについて説明させていただきますが、その中に盛り込んでございます。こうしたものを活用しながら、今月と来月にしっかり周知していく、重点的に私どもが取り組んでいく期間としていきたいと思っております。

公労使の委員の皆様方におかれましても、こうした周知につきまして御協力いただけますと大変ありがたいと思っております。

それから特定最低賃金の話になりますが、こちらの方につきましては当審議会でのあと改正決定の必要性について御審議いただきまして、その後、具体的な金額審議に入っていくという予定でございます。引き続きこちらの方もよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、報道機関の撮影及び録音は、ここまでとさせていただきます。

それでは、次の議事に入りますが、「改正決定の必要性について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

## 檀上室長

8月5日開催の第555回広島地方最低賃金審議会におきまして、議事「広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて」は、8業種の広島県特定最低賃金の改正について諮問させていただきました。うち、「各種商品小売業」については、使側からの「改正の必要性なし」との意見を受けて、労側から『『各種商品、各種食料品小売業』の決定と併せて、検討小委員会を設置しての審議を希望する』との意見が出されましたが、使側からは「設置の必要性なし」との意見が出され、労側から「やむなし」との意見が出されました。残り7業種については、労側からの「改正審議をお願いしたい」との意見に対し、使側から「意見がまとまっておらず、本日は保留としたい」との発言がなされことを受け、岡田会長がその日のうちに結論を出すことは困難と判断し、本日の審議会で再度審議を行うこととなりました。

#### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありましたとおり、「各種商品小売業」については「改正の必要性なし」、7業種についてはこれから必要性について御審議いただく、という認識でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、これまでの経緯を踏まえて、労使それぞれの意見の表明をお願いします。まず、労側からお願いします。

#### 橋本委員

8業種の金額改正の審議の必要性ということで、申出を受けて提出させていただいたということでございます。そのうちの各種商品小売業については、必要性なしということになりますが、産業として考えていく中で7業種、基幹産業をはじめとした7業種については、改めて特定最低賃金の必要性ということに、御理解をいただきたいと、審議を受けていただきたい、ということで意見表明とさせていただきますと思います。

#### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、使側お願いいたします。

#### 中野委員

特定最賃につきましては、ここまで地域別最低賃金が高くなった今、特定最

賃自体を残しておく可能性は感じておりません。ましてや改正する必要性もないものと思っておりますが、今年度につきましては、専門部会を設置して話し合うことまでをだめだとは申しませんので、7業種については話し合いを持たせていただければと思います。

#### 岡田会長

7業種の広島県特定最低賃金の改正につきましては、労使双方とも「改正の必要性あり」との意見で一致しましたので、労働局長に答申することといたします。

それでは、事務局は、答申案を作成してください。

#### 檀上室長

かしこまりました。

答申文(案)作成し、配布

#### 岡田会長

それでは、この答申(案)の読み上げをお願いします。

#### 栗林指導官

はい。それでは、答申案を読み上げます。

令和6年8月21日

広島労働局長 小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県特定最低賃金について、慎重に審議した結果、下記の広島県特定最低賃金を改正決定することは必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

広島県各種商品小売業最低賃金を改正決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金

- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 7 広島県自動車小売業最低賃金。

以上です。

**岡田会長**

それでは、この答申案について、何か御意見、御質問等がございますか。

(質問等なし)

**岡田会長**

特に御意見等もないようですので、答申案のとおり答申することに決定いたします。

それでは、事務局で答申文を用意願います。

**檀上室長**

はい、しばらくお待ちください。

**檀上室長**

答申文の用意ができました。

**岡田会長**

それでは、答申いたします。

**岡田会長**

広島県特定最低賃金7業種の改正決定に係る審議の必要性に関しての答申が終わりましたので、事務局は次をお願いします。

**檀上室長**

7業種について「改正の必要性あり」との答申をいただきました。続きまして、7業種について、特定最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきたいと存じます。諮問文を御用意しますので、お待ちください。

**檀上室長**

諮問文の用意ができましたので、読み上げさせていただきます。

**栗林指導官**

それでは、読み上げさせていただきます。

広労発基 0821 第 2 号、令和 6 年 8 月 21 日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島労働局長 小沼宏治

広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 広島県製鉄業鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）以下につきましては、諮問

文のとおりでございます。

以上です。

**檀上室長**

それでは、小沼労働局長から諮問文を手交させていただきます。

（小沼局長から岡田会長へ諮問文手交）

**岡田会長**

はい。ただいま 7 業種の特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。続きまして、専門部会委員候補者の推薦公示についてですが、事務局から説明をお願いします。

**檀上室長**

特定最低賃金専門部会の労使委員の候補者の推薦公示を、本日、令和 6 年 8 月 21 日付けで行わせていただきます。推薦公示期間は 9 月 4 日までの予定でございます。

**岡田会長**

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明願います。

### 檀上室長

最低賃金法第 25 条第 5 項によれば、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされていますので、事務局で、本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間についてはおおむね 3 週間程度必要とされていることから、9 月 11 日までを予定しております。

### 岡田会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問に係る意見聴取の公示の件について、何か御質問等はございますか。

(質疑応答)

### 岡田会長

それでは、特に御質問等もないようですので、次に議事の 3 「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

### 檀上室長

はい、事務局から 3 点お伝えします。

まず、1 点目は、特定最低賃金の改正決定につきましては、専門部会を設置したあとで御審議いただくこととなりますが、昨年度は 9 月 26 日から 10 月 26 日までの期間に集中して御審議いただいたところでございます。今年度も 7 業種の特定最賃の年内発効を目指し、昨年同様、9 月下旬から 10 月にかけて専門部会での審議をお願いする予定であります。特定最低の専門部会の日程調整につきましては、今後、電話または E メールと文書により御連絡をさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、2 点目は、各専門部会の議決を経た後、答申を取りまとめる本審の開催についてです。回数は例年どおり 1 回、期日は、年内発行のために異議申出期間、官報手続き期間を考慮しまして、最終期限の 10 月 30 日水曜日とさせていただければと考えております。

最後に、3 点目は、特定最低賃金の調査審議に当たって、参考人からの意見聴取が必要かということについてです。特定最低賃金の改正決定に関する関係

労使からの意見については、関係労使からの意見書の提出の有無にかかわらず、最低賃金法第25条第6項によれば、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定しております。特定最低賃金の審議に当たり、参考人を専門部会へ呼んで意見を聴く必要があるか否かにつきまして、本日、御審議いただきたいと考えております。

以上です。

#### 岡田会長

はい、わかりました。それでは、特定最低賃金の金額改正についての答申を取りまとめる本審の回数ですが、今年度も原則1回とすることによろしいですか。

(異議なし)

#### 岡田会長

それでは、本審の回数は1回ということにいたします。また、事務局からは特定最低賃金の議決のための本審を10月30日水曜日にとの案ですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

#### 岡田会長

それでは、事務局は準備をお願いします。

#### 檀上室長

承知しました。それでは、本審の開催日程につきましては、10月30日水曜日、午後2時開始を予定させていただいております。

正式には、のちほど各委員に書面またはEメールで御連絡させていただきます。

#### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

続いて、特定最低賃金の調査審議に当たっての参考人からの意見聴取の必要性についてですが、何か御意見はございますか。

労側いかがでしょうか。

**橋本委員**

特に。

**岡田会長**

特にないということですね。

労側からは、特定最賃の業界から出ていただいていますので、専門部会の中で御協議いただければと考えております。改めて参考人からの意見聴取は必要ないということではよろしいでしょうか。

使側はいかがでしょうか。

**中野委員**

使側も同様に部会に出ていただく業界の企業から発言をさせていただきますので、改めての参考人は結構です。

**岡田会長**

はい、使側も参考人からの意見聴取は必要なしとの発言をいただきましたので、それを結論としたいと思います。

それでは御承認いただいたということで、そのように取扱うこととさせていただきます。

事務局からほかに何かございますか。

**檀上室長**

はい、もう1点お知らせしたいことがございます。

この度、広島県最低賃金改正決定の答申をいただきましたが、今後は、8月30日に官報公示の掲載を経て、10月1日発効となります。広島労働局としまして、今後、改正最低賃金額の周知を積極的に行っていく予定です。そのため、リーフレットを作成しております。岡田会長、いまリーフレット配付させていただきますのでよろしいでしょうか。

**岡田会長**

はい、お願いいたします。

**檀上室長**

ただいま、2種類のリーフレットの案を配付いたしました。

「最低賃金改正のお知らせ」は、広島県最低賃金に特化したものであり、

「広島県の最低賃金」は、特定最低賃金に特化したものとなります。

このリーフレットは、官報公示以後に、労働基準監督署及びハローワークにおける配付、地方公共団体、使用者、労働者団体に対し、送付により県民の皆さまに広く周知していく予定です。

また、広島労働局のホームページにも掲示いたします。

では、「広島県の最低賃金」のリーフレットの説明をいたします。このたび、広島県最低賃金が10月1日から1,020円に改正発効されますと、8業種のうち、5業種の特定最低賃金が1,020円を下回り、1業種が同額となります。5業種のうち「各種商品小売業」は、一昨年10月から広島県最低賃金額を下回っており、また、本審議会において「改正の必要性なし」という答申がなされましたので、今後も広島県最低賃金が適用となります。それ以外の4業種につきましては、本年度も金額改正の審議が行われる予定ですが、10月1日以降改正されるまでの間は、広島県最低賃金額1,020円が適用されることとなります。

また、裏面に昨年同様「賃金引上げに関する支援」を記載しております。

私からの説明は以上です。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。

今の事務局からの説明を聴いて、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

## 中野委員

質問じゃないですけど、特定最賃が県最賃を下回っている間がとりあえず県最賃の金額なんだと、それは10月1日からだと、これ法律かなにかで特定最賃を審議している間はそのままの金額を継続して、という形が取れないのかなと、企業とすれば10月1日に賃金を上げて、審議を経て年内の12月31日に再度上げないといけないという二度手間な部分が出てくるので、まあ法律で決まっているので、なかなか難しいとは思いますが、企業の事務手続きの煩雑さを考えれば何とかならないかなと思っているものですが、いかがなものでしょうか。

## 岡田会長

事務局いかがですか。

## 木下労働基準部長

申し訳ないですが、こればかりは最低賃金の適用除外の期間はございませんので。

#### 中野委員

そうすると、企業の煩雑さを避けるために、県最賃自体も考えていかなければいけないのかなという部分も出てくる、法律があつてなかなか難しいと思うのですが、企業の煩雑さを考えればいかがなものかという思いで発言させていただきました。

#### 木下労働基準部長

この問題は、県最賃が発効して以降、特定最賃が一時的に埋没するという、ごく最近生じてきた現象です。

#### 中野委員

こういった現象も先ほど申しましたとおり、県最賃自体が高くなり過ぎたからこういう状況が出てきた、昨年までは県最賃が決まっても特定最賃を上回るまで行っていなかったと思うので、こういった現象は出ていなかったですが、これからはそういう形が出る可能性もあるので、どうなのかなと思って発言させていただきました。

#### 岡田会長

はい、ありがとうございます。

県の最低賃金というのは、法律的にいま労働者の一番最低の賃金なので、その拘束力はかなり強い、大きいということです。いろいろ御事情あると思いますが、法律で決められているということで、対応よろしくお願ひしたいと思います。

それ以外いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、次回の本審についてですが、特定最低賃金の改正決定に係る議決となりなす。日程は、先ほど事務局からありましたけど 10 月 30 日水曜日の 14 時からとなりますのでよろしくお願いいたします。

次の本審も公開いたします。

それでは、これで第 556 回広島地方最低賃金審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。